

日本外傷歯学会認定指導医制度施行細則

第1条 日本外傷歯学会認定指導医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

第2条 規則第9条により日本外傷歯学会認定指導医（以下「指導医」という）と認定された者は、あらかじめ指導医登録料を納付しなければ、指導医認定証の交付を受けることができない。

第3条 指導医の認定更新を申請しようとする者は、次の各号に示す書類に更新料の受領証のコピーを添え委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医更新申請書
- (2) 指導医生涯研修記録簿
- (3) 指導医認定証の写し

認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

第4条 規則第13条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。

第5条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。
指導医更新審査料・指導医更新登録料 3万円

第6条 この規則を変更する場合は、理事会・評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則 この細則は平成28年7月16日から施行する。